

年末調整で精算する際の源泉徴収簿の記載例

【設例】

自動車を使用して通勤している従業員（通勤距離が片道 50km）に、毎月、給料 300,000 円、通勤手当 30,000 円を支給している場合（各月の給与支給日：25 日）

- ・ 令和 7 年 1 月から 10 月（改正前の非課税限度額 28,000 円を適用）
各月の総支給金額・・・302,000 円（300,000 円（給料）+2,000 円（課税される通勤手当））
- ・ 令和 7 年 11 月及び 12 月（改正後の非課税限度額 32,300 円を適用）
各月の総支給金額・・・300,000 円（300,000 円（給料）+0 円（課税される通勤手当））

【解説】

- ・ 所得税法施行令の一部を改正する政令が令和7年11月19日に公布（令和7年11月20日に施行）され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が引き上げられました（自動車などの交通用具使用で通勤距離が片道 50km の場合、非課税限度額は 28,000 円から 32,300 円に引き上げられています。）。
- ・ 上記設例の場合、政令施行日前（令和7年11月19日まで）に既に支給された通勤手当（令和7年10月分まで）について、改正前の非課税限度額を適用し、各月の課税される通勤手当を 2,000 円と計算していますが、今回の改正により、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当の非課税限度額が引き上げられたことから、令和7年4月から10月までの7か月間に支給された通勤手当のうち、課税扱いとしていた通勤手当 14,000 円（2,000 円×7か月）は非課税となります。
- ・ したがって、この課税扱いとしていた通勤手当 14,000 円は、「非課税となる通勤手当」として総支給金額から差し引き、年末調整で精算することになります（下記の記載例を参照。）。

■源泉徴収簿の記載例

甲欄 乙欄		経理部		事務職員		(郵便番号 XXX-XXXX)		〇〇市XXX町3-3-5		氏名		鈴木 一郎		生年月日		明大 〇 〇 年 1 月 30 日		整理番号		21	
区分	支給 月日	支給 金額	社会保険料 等の控除額	社会保険料等 の金額	扶養親族 等の数	算出税額	年末調整 による過不足税額	差引 徴収税額	前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額												
									同上の税額につき また返付又は徴収した月次分												
1	1/24	302,000	43,665	258,335	2人	3,620		3,620													
2	2/25	302,000	43,665	258,335	2人	3,620		3,620													
3	3/25	302,000	43,665	258,335	2人	3,620		3,620													
4	4/25	302,000	44,310	257,690	2人	3,620		3,620													
5	5/26	302,000	44,310	257,690	2人	3,620		3,620													
6	6/25	302,000	44,310	257,690	2人	3,620		3,620													
7	7/25	302,000	44,310	257,690	2人	3,620		3,620													
8	8/25	302,000	44,310	257,690	2人	3,620		3,620													
9	9/25	302,000	44,310	257,690	2人	3,620		3,620													
10	10/24	302,000	47,140	254,860	2人	3,410		3,410													
11	11/25	300,000	47,140	252,860	2人	3,410		3,410													
12	12/25	300,000	47,140	252,860	2人	3,410		3,410													
計		① 3,620,000	② 538,275	3,081,725		③ 42,910															
6	6/10	300,000	44,250	255,750	2人	5,222		5,222													
12	12/10																				
計		④ 700,000	⑤ 103,250	596,750		⑥ 12,185															

R7.1~3
改正前の非課税限度額を適用
⇒年末調整で精算不要(改正後の非課税限度額は不適用)

R7.4~10
改正前の非課税限度額を適用
⇒年末調整で精算必要(改正後の非課税限度額が適及して適用される)

R7.11~12
改正後の非課税限度額を適用
⇒年末調整で精算不要

(総支給金額①) - 非課税となる通勤手当 (給料・手当等①)
3,620,000円 - 14,000円(2,000円×7か月) = 3,606,000円

非課税となる通勤手当14,000円(2,000円×7か月)

新たに非課税となった部分の
金額・計算根拠を余白に記載